

平成 23 年 10 月 4 日
海事局船舶産業課

産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から提出されました「事業再構築計画」について平成 23 年 9 月 22 日付けで認定を行いました。

1. 事業再構築計画の認定

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から平成 23 年 8 月 31 日付けで提出された「事業再構築計画」について、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 5 条第 6 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事業の構造の変更及び同項第 2 号に規定する事業革新を行う者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成 23 年 9 月 22 日付けで事業再構築計画認定を行いました。

2. 事業再構築の実施期間

開始時期 平成 23 年 10 月 ～ 終了時期 平成 25 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称：株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
資 本 金：2, 538, 000, 000 円
代 表 者：代表取締役社長 上田 孝
本店所在地：大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号

【お問い合わせ先】

国土交通省海事局船舶産業課

前田、北口

03-5253-8631 (直通)

03-5253-8111 (内線 43-643)

(内線 43-626)